

## 新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ 納税の猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、次の猶予が認められる場合がありますので、種子島税務署に早めにご相談ください。

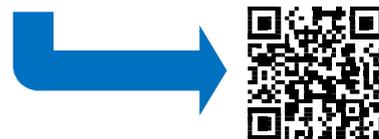
なお、種子島税務署に来署されてご相談される場合には、「3密」防止の観点からも、事前にお電話をいただき、日時のご予約をお願いします。

要件等	<p>次のような個別の事情がある場合は、延滞税が軽減又は免除の上、猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。</p> <p>《具体例》</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 納税者の方が営む事業について、<u>利益の減少等により、著しい損失を受けた場合</u>、国税を一時に納付できない額のうち、<u>受けた損失額に相当する金額</u></li><li>② 納税者の方が営む事業について、<u>やむを得ず休廃業をした場合</u>、国税を一時に納付できない額のうち、<u>休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額</u></li><li>③ 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気ににかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち<u>医療費や治療等に付随する費用</u></li></ol>
申請方法等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 「猶予申請書」を種子島税務署に提出してください。 なお、提出には<u>郵送</u>（様式は国税庁HPから印刷可能）又は <u>e-Tax をご利用ください</u>。</li><li>2 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いします。</li></ol>

俺たちの種子島を支えるみんなの納税！



※ 猶予制度に関する詳細  
(国税庁ホームページ)



種子島税務署（電話 0997-22-0440）

※自動音声案内に従い、「2」を選択してください。



天秤座  
9/23  
～10/23

【全体運】 実力発揮の好機。スケジュールを調整し、できるだけたくさんの人と連絡を取って。新しい話は丁寧に検討を【健康運】 前半は無理をしないで。後半は行動力アップ【幸運を呼ぶ食べ物】 キャベツ

JA たねやく  
2021・6